

各医療機関の管理者 様

岩手県保健福祉部医療政策室長

医療法第6条の3に基づきいわて医療ネットの更新作業について（依頼）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、医療法第6条の3に基づき各医療機関から報告があった情報を、県のホームページ上の「いわて医療ネット」を利用して公表しております。

このため、年1回、各医療機関に当該ネットワーク上の情報の確認を依頼しており、本年度の調査を下記のとおり実施いたしますので、御多忙の折にお手数をお掛けして甚だ恐縮ですが、医療法に根拠を置く調査となりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今年度は、医療計画の策定のため、別添のとおり平成29年度岩手県医療機能調査を実施予定であり、当該調査についても、「いわて医療ネット」を通じて回答いただくことを基本としておりますので、併せて御協力をお願いします。

記

1 今回依頼事項

いわて医療・薬局情報システム（いわて医療ネット）の各種情報について、平成29年6月1日現在（手術件数等の実績については平成28年度実績。）の状況を平成29年7月18日（火）までに確認し、必要に応じて修正願います。

また、平成29年度岩手県医療機能調査の項目についても、医療計画策定作業の都合上、平成29年7月18日（火）までにいただくようお願いいたします。

○ 作業手順

- ① 所管保健所から各医療機関に発行されているIDとパスワードにより、いわて医療・薬局情報システム（<http://www.med-info.pref.iwate.jp/>）にログインします。
- ② 「医療機関情報更新メニュー」より、「医療機関詳細情報 更新」を選択して進み、以下のそれぞれのタブをクリックし、内容を確認のうえ、必要に応じて修正願います。

なお、それぞれのデータは原則前回調査（平成28年1月1日現在（手術や外来は平成26年度実績））時のものとなっております。

医療機関詳細情報の各項目	
ア 連絡担当者 ※非公開	サ 予防接種
イ 診療日時/病床数	シ 在宅医療
ウ アクセス	ス 介護保険
エ 外来時間/予約診療	セ セカンドオピニオン
オ 時間外対応/面会	ソ 地域医療連携体制
カ 院内環境・サービス・料金	タ 人員
キ 専門医/治験・先進医療/専門外来	チ 医療安全
ク 設備・施設	ツ その他

平成29年度岩手県医療機能調査の項目はこちらです。調査項目が更新されています。

ケ 疾患・治療内容	テ 医療機能
コ 健康診断・人間ドック	

(注) **以下の情報**の変更は、所管保健所への許可申請等が必要な情報で、それらの申請等を受けて**保健所で修正**いたします。

保健所管理情報の各項目	
ア 医療機関の名称	キ 届出従事者数 ※非公開
イ 医療機関の開設者	ク X線関係届出項目 ※非公開
ウ 医療機関の管理者	ケ 地域医療支援病院の指定 ※非公開
エ 医療機関の所在地	コ 救急告示の有無 ※非公開
オ 電話番号及びFAX番号	サ 2カ所管理許可医療機関の有無※ 非公開
カ 診療科目・許可病床数	シ 一般診療受付可否 ※非公開

③ 登録されたデータは、**所管保健所での承認処理後にシステムに反映**されます。

2 制度及びパスワード・IDに関する問合せ先

保健所名	担当課名	TEL
盛岡市保健所	企画総務課医事薬事係	019-603-8302
県央保健所	医療介護課・医療チーム	019-629-6566
中部保健所	管理福祉課・医療チーム	0198-22-4921
奥州保健所	企画管理課・企画管理チーム	0197-22-2861
一関保健所	管理福祉課・管理医療グループ	0191-26-1415
大船渡保健所	管理福祉課・管理福祉グループ	0192-27-9913
釜石保健所	企画管理課・企画グループ	0193-25-2702
宮古保健所	管理課・管理チーム	0193-64-2213
久慈保健所	企画管理課	0194-53-4987
二戸保健所	管理課・管理医療介護チーム	0195-23-9202

3 システムの操作に関するお問い合わせ先

(株)アイシーエス 救急医療情報システムサポートデスク TEL : 019-626-3226

4 参考【調査の根拠（医療法抜き）】

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

担当：医務担当 須藤
TEL : 019-629-5487
FAX : 019-626-0837